

## 食品安全委員会（第1014回会合）議事概要

日 時：令和8年2月17日（火） 14：00～14：30  
場 所：食品安全委員会第一会議室  
出席者：祖父江委員長ほか6名出席  
傍聴者：一般26名

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

・ 添加物 1案件

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の改正

→担当の頭金委員及び消費者庁から説明。

本件については、消費者庁からの照会のとおり、食品安全基本法第11条第1項第1号の「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当すると認められる旨をリスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・ 「RFE8922 株を利用して生産されたりボフラビン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(3) 令和7年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果並びに令和8年度食品健康影響評価技術研究の採択課題（案）及び事前評価結果について

→事務局から説明。

本件については、案のとおり決定することとし、事務局で手続を進めることとなった。

(4) 令和8年度食品安全確保総合調査課題（案）について

→事務局から説明。

本件については、案のとおり決定することとし、事務局で手続を進めることとなった。